

○経済産業省令第二十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日

経済産業大臣 茂木 敏充

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

「第三款 使用中検査の方法

目次中「第三款 使用中検査の方法（第二百八十四条）」を 第一目 性能に関する検査の方法（第

第二目 器差検査の方法（第二百八十

二百八十四条）に改める。

四条の二）」

第七十五条及び第七十八条中「(二〇〇五)」を「(二〇一四)」に改める。

第九十四条を次のように改める。

(検定公差)

第九十四条 タクシメーターの検定公差は、日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。

第九十五条中「(二〇〇五)」を「(二〇一四)」に改める。

第百四条第一項を次のように改める。

タクシメーターの器差検定の方法は、日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。

第百四条第二項及び第三項を削る。

第百五条及び第百六条を次のように改める。

第百五条及び第百六条 削除

第百八条を次のように改める。

(合格条件)

第百八条 タクシメーターの装置検査の合格条件は、日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。

第百九条を次のように改める。

(検査方法)

第百九条 タクシメーターの装置検査の方法は、日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。

第百十条中「(二〇〇五)」を「(二〇一四)」に改める。

第百十一条中「検定公差の一・五倍とする。」を「日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。」に改める。

第百十二条中「(二〇〇五)」を「(二〇一四)」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条 削除

第百十五条から第百十七条までを次のように改める。

(器差検査の方法)

第百十五条 タクシメーターの器差検査の方法は、日本工業規格D五六〇九(二〇一四)による。

(合格条件)

第一百六条 車両等装置用計量器の合格条件は、日本工業規格D五六〇九（二〇一四）による。

（検査方法）

第一百七条 車両等装置用計量器の検査方法は、日本工業規格D五六〇九（二〇一四）により、かつ、第七十二条第二項の装置検査済証の記載事項が検査を受ける車両及びタクシーメーター等について正しいことを確認することによる。

第一百十五条の見出しを「（表記）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。） 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四

）

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第一百十五条第二項及び第一百十五条の二を削る。

第二百二十条を次のように改める。

(材質)

第二百二十条 温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

第二百二十条の二を削る。

第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十一条 削除

第二百二十二条の見出しを「（性能）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百二十二条第二項及び第二百二十二条の二を削る。

第二百二十三条から第二百三十条までを次のように改める。

第二百二十三条から第二百三十条まで 削除

第二百五十四条を次のように改める。

第二百五十四条 削除

第二百五十五条第一項を次のように改める。

温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一―二 (二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格 T 一一四〇 (二〇一四) 附属書

第二百五十五条第二項及び第三項を削る。

第二百五十六条の見出しを「(構造検定の方法)」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一―二 (二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百五十六条第二項及び第二百五十六条の二を削る。

第二百五十七条及び第二百五十八条を次のように改める。

第二百五十七条及び第二百五十八条 削除

第二百七十一条を次のように改める。

第二百七十一条 削除

第二百七十二条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第二百七十二条 温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百七十三條から第二百八十一條までを次のように改める。

第二百七十三條から第二百八十一條まで 削除

第二百八十二條の見出しを「(性能に係る技術上の基準)」に改め、同條第一項を次のように改める。

温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一―二 (二〇一四)
 - 二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附属書
 - 三 抵抗体温計 日本工業規格 T 一一四〇 (二〇一四) 附属書
- 第二百八十二條第二項及び第二百八十二條の二を削る。

第二百八十三條第一項を次のように改める。

温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一―二 (二〇一四)
- 二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附属書
- 三 抵抗体温計 日本工業規格 T 一一四〇 (二〇一四) 附属書

第二百八十三条第二項及び第三項並びに第二百八十四条を削り、第四章第二節第三款に次の二目を加える。

第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)

第二百八十四条 温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一二(二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六(二〇一四) 附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格 T 一一四〇(二〇一四) 附属書

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第二百八十四条の二 温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一二(二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六(二〇一四) 附属書

三 抵抗体温計 日本工業規格 T 一一四〇 (二〇一四) 附属書

第三百五十七条を次のように改める。

(表記)

第三百五十七条 燃料油メーターの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
- 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百五十七条の二を削る。

第三百五十八条を次のように改める。

(性能)

第三百五十八条 燃料油メーターの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
 - 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
 - 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
 - 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
 - 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
 - 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 第三百五十八条の二を削る。

第三百五十九条から第三百八十三条までを次のように改める。

第三百五十九条から第三百八十三条まで 削除

第三百八十四条を次のように改める。

(検定公差)

第三百八十四条 燃料油メーターの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
- 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百八十四条の二を削る。

第三百八十五条を次のように改める。

(構造検定の方法)

第三百八十五条 燃料油メーターの構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)

六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百八十五条の二を削る。

第三百八十六条から第三百九十一条までを次のように改める。

第三百八十六条から第三百九十一条まで 削除

第三百九十二条を次のように改める。

(器差検定の方法)

第三百九十二条 燃料油メーターの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)

二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)

三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

五 微流量燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―三(二〇一一)

六 定置燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―四(二〇一四)

第三百九十二条の二を削る。

第三百九十三条を次のように改める。

(性能に係る技術上の基準)

第三百九十三条 燃料油メーターの性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 自動車等給油メーター 日本工業規格B八五七二―一(二〇〇八)

二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―二(二〇一一)

三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―四(二〇一四)

四 簡易燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―四(二〇一四)

五 微流量燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―三(二〇一一)

六 定置燃料油メーター 日本工業規格B八五七二―四(二〇一四)

第三百九十三条の二を削る。

第三百九十四条を次のように改める。

(使用公差)

第三百九十四条 燃料油メーターの使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
- 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百九十四条の二を削る。

第三百九十五条を次のように改める。

(性能に関する検査の方法)

第三百九十五条 燃料油メーターの性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)
- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
- 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百九十五条の二を削る。

第三百九十六条を次のように改める。

(器差検査の方法)

第三百九十六条 燃料油メーターの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 自動車等給油メーター 日本工業規格 B 八五七二―一 (二〇〇八)

- 二 小型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―二 (二〇一一)
- 三 大型車載燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 四 簡易燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)
- 五 微流量燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―三 (二〇一一)
- 六 定置燃料油メーター 日本工業規格 B 八五七二―四 (二〇一四)

第三百九十六条の二を削る。

第三百九十七条から第四百二十九条までを次のように改める。

(表記)

第三百九十七条 液化石油ガスメーターの表記事項は、日本工業規格 B 八五七四 (二〇一三) による。

(性能)

第三百九十八条 液化石油ガスメーターの性能は、日本工業規格 B 八五七四 (二〇一三) による。

第三百九十九条から第四百二十一条まで 削除

(検定公差)

第四百二十二条 液化石油ガスメーターの検定公差は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

（構造検定の方法）

第四百二十三条 液化石油ガスメーターの構造検定の方法は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

第四百二十四条から第四百二十九条まで 削除

第四百三十条第一項を次のように改める。

液化石油ガスメーターの器差検定の方法は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

第四百三十条第二項から第六項までを削る。

第四百三十一条から第四百三十四条までを次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第四百三十一条 液化石油ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B八五七四（二〇一

三）による。

（使用公差）

第四百三十二条 液化石油ガスメーターの使用公差は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

（性能に関する検査の方法）

第四百三十三条 液化石油ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

（器差検査の方法）

第四百三十四条 液化石油ガスメーターの器差検査の方法は、日本工業規格B八五七四（二〇一三）による。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三百五十七条から第四百三十四条までの改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの型式の承認の基準に係る特例）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一

項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた燃料油メーター（自動車等給油メーターを除く。以下同じ。）及び液化石油ガスメーターの型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（現行型式燃料油メーター及び現行型式液化石油ガスメーターの基準適合義務に係る特例）

第三条 次の表の上欄に掲げる特定計量器であつて、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

| |
|------------------------------------------------------------------------|
| 大型車載燃料油メーター、簡易燃料油メーター、微量燃料油メーター（電子回路を有するもの（以下「電子化微量燃料油メーター」という。）を除く。）及 |
|------------------------------------------------------------------------|

| |
|--------------|
| 平成二十七年十月三十一日 |
|--------------|

| | |
|---------------------------------------------------------|--------------|
| び定置燃料油メーター 小型車載燃料油メーター、電子化微流量燃料油メーター及び液化石油ガスメーター | 平成三十一年十月三十一日 |
|---------------------------------------------------------|--------------|

2 現行型式に属する小型車載燃料油メーターの法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、平成三十一年十月三十一日までは、なお従前の例による。

(現行型式等燃料油メーターの表記に係る特例並びに検定の方法及び使用中検査の方法の技術的読替え)

第四条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された燃料油メーター並びに計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。)附則第九条第二項の適用を受けた燃料油メーター(以下「現行型式等燃料油メーター」という。)のうち大型車載燃料油メーター、簡易燃料油メーター及び定置燃料油メーターについては、この省令による改正前の特定計量器検定検査規則(以下「改正前検則」という。第三百五十七条の二の規定は、平成二十七年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七条の二の規定の適用を受

けた現行型式等燃料油メーターに係る法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法及び法第一百五十一条第三項の経済産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十条（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年十月三十一日（同項の経済産業省令で定める方法にあつては、当該現行型式等燃料油メーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。

3 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターについては、改正前検則第三百五十七条の規定は、平成三十一年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七条の二の規定の適用を受けた現行型式等燃料油メーターに係る法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法及び法第一百五十一条第三項の経済産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十条（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年十月三十一日（同項の経済産業省令で定める方法にあつては、当該現行型式等燃料油メーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。

5 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された微流量燃料油メーター（以下「現行型式微流量燃料油メーター」という。）は、改正前検則第三百五十七条の二の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百五十七条の二の規定の適用を受けた現行型式微流量燃料油メーターに係る法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法及び法第五百十一条第三項の経済産業省令で定める方法については、改正前検則第三百八十条（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

（現行型式等燃料油メーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第五条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された小型車載燃料油メーター（以下「現行型式小型車載燃料油メーター」という。）、令附則第九条第二項の適用を受けた小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、簡易燃料油メーター及び定置燃料油メーターの法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「改正後検則」という。）第三百五十七条を除く。）及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用に

については、当分の間、なお従前の例による。

2 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された電子化微流量燃料油メーターの法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（改正後検則第三百五十七条を除く。）及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式等燃料油メーターの検定公差に係る特例）

第六条 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターの法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（検定に合格した現行型式等燃料油メーターの使用検査の方法等に係る特例）

第七条 現行型式小型車載燃料油メーター及び令附則第九条第二項の適用を受けた燃料油メーターであつて、検定証印等が付されているものについての法第一百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターであつて、検定証印等が付されているものについての法第一百五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差の規定の適用については、当分の

間、なお従前の例による。

3 令附則第九条第二項の適用を受けた燃料油メーターであつて、検定証印が付されているものについては、法第百五十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式等液化石油ガスメーターの表記に係る特例並びに検定の方法及び使用中検査の方法の技術的読替え）

第八条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された液化石油ガスメーター及び令附則第九条第二項の適用を受けた液化石油ガスメーター（以下「現行型式等液化石油ガスメーター」という。）については、改正前検則第三百九十七条の規定は、平成三十一年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百九十七条の規定の適用を受けた現行型式等液化石油ガスメーターに係る法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法及び法第百五十一条第三項の経済産業省令で定める方法については、改正前検則第四百十八条（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年十月三十一日（同項の経済産業省令で定める方法にあつては、当該現

行型式等液化石油ガスメーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日)までの間は、なおその効力を有する。

(現行型式等液化石油ガスメーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例)

第九条 現行型式等液化石油ガスメーターの法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(改正後検則第三百九十七条を除く。)及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

(検定に合格した現行型式等液化石油ガスメーターの使用申検査の方法等に係る特例)

第十条 現行型式等液化石油ガスメーターであつて、検定証印等が付されているものについての法第五百一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 令附則第九条第二項の適用を受けた液化石油ガスメーターであつて、検定証印が付されたものについての法第五百一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

(特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十一条 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(平成二十年経済産業省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条中「現行型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車等給油メーター及び計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号) 附則第九条第二項の適用を受けた自動車等給油メーター(以下「現行型式等自動車等給油メーター」という。)」を「現行型式等自動車等給油メーター」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

(現行型式等自動車等給油メーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例)

第三条 現行型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車等給油メーター及び計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号) 附則第九条第二項の適用を受けた自動車等給油メーター(以下「現行型式等自動車等給油メーター」という。)の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。